

街頭犯罪抑止環境整備事業補助金
(防犯カメラ設置)

～地域の皆さまへ～
マニュアル

令和7年4月

スポーツ市民局市民生活部地域安全推進課

目 次

第1章 補助金の概要・・・・・・・・・・1～3

- 1 目的
- 2 制度概要

第2章 補助金の流れ・・・・・・・・・・4～13

- 1 防犯カメラの設置場所の検討・調整
- 2 交付申請書の提出
- 3 交付決定
- 4 「防犯カメラの設置及び利用基準」の策定・認証依頼
- 5 防犯カメラの設置
- 6 実績報告
- 7 補助額の確定・請求書の提出
- 8 補助金の交付
- 9 実施報告

第3章 設置にあたって・・・・・・・・・・14～21

- 1 民有地
- 2 行政財産（公共の土地・建物）
- 3 街路灯
- 4 公園
- 5 商店街灯・アーケード
- 6 中部電力柱
- 7 NTT 柱

第4章 維持管理について・・・・・・・・・・22

第5章 設置許可の更新について・・・・23～24

- 1 公道上に設置している場合
- 2 公園に設置している場合
- 3 行政財産（公共の土地・建物）に設置している場合（コミュニティセンターを除く）

第6章 撤去・再設置にあたって・・・25～26

- 1 撤去の流れ
- 2 再設置の流れ

第7章 廃止にあたって・・・・・・・・・・27

第8章 よくある質問・・・・・・・・・・28～30

記載例

交付申請書（第1号様式）	31
事業計画書（第2号様式）	32
更新理由書（参考様式5）	33
修繕理由書（参考様式6）	34
防犯カメラの設置及び利用基準についての認証依頼文	35
防犯カメラの設置及び利用基準（参考例）	36、37
補助金変更・中止・廃止申請書（第4号様式）	38
実績報告書（第7号様式）	39
事業報告書（第8号様式）	40
防犯カメラ設置同意願（参考様式1）	41
防犯カメラによる撮影範囲に含まれることの同意願（参考様式2）	42
請求書（第9号様式）	43
実施報告書（第11号様式）	44
「防犯カメラ設置推進地区」プレート	45、46

問い合わせ先一覧

第 1 章 補助金の概要

1 目的

街頭犯罪等の減少に向け、犯罪抑止に有効なハード整備として防犯カメラの新規設置及び更新に対する支援を行い、従来実施しているソフト事業との相乗効果により、地域における防犯活動をより効果的なものにしていくとするものです。

2 制度概要

(1) 新規設置

区 分	内 容	
対象団体	学区連絡協議会・町内会等 ※日ごろから防犯活動を行っている団体であること	
申請上限台数	学区連絡協議会 10台 その他の団体 5台 ※本補助金による平成25年度以降の累計補助台数は、 学区連絡協議会は30台、その他の団体は15台まで	
対象となる 防犯カメラ	- 公道又は公道に面した公園など公共空間を撮影するもの - 画像を撮影し記録する機能を有するもの 「名古屋市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」に従って、適切な維持管理を行っていくもの 6年以上設置するもの	
補助対象経費	防犯カメラ設置にかかる機器購入費、工事費、各種申請手数料及び表示板など。ただし、以下の制限があります。	
	表 示 板	防犯カメラ1台につき10枚まで ※必ず、1台につき1枚以上掲出する。
	画 像 閲 覧 用 機 器	1台のみ
	予 備 用 SD カード	予備用として防犯カメラ1台につき1枚まで
	ダ ミ ー カ メ ラ	本物の防犯カメラの設置台数以下
	セ ン サ ー ラ イ ト	本物の防犯カメラとダミーカメラの設置台数の合計 以下
補助率	- 補助率 3分の2以内 - 限度額 140,000円（防犯カメラ 1台につき）	

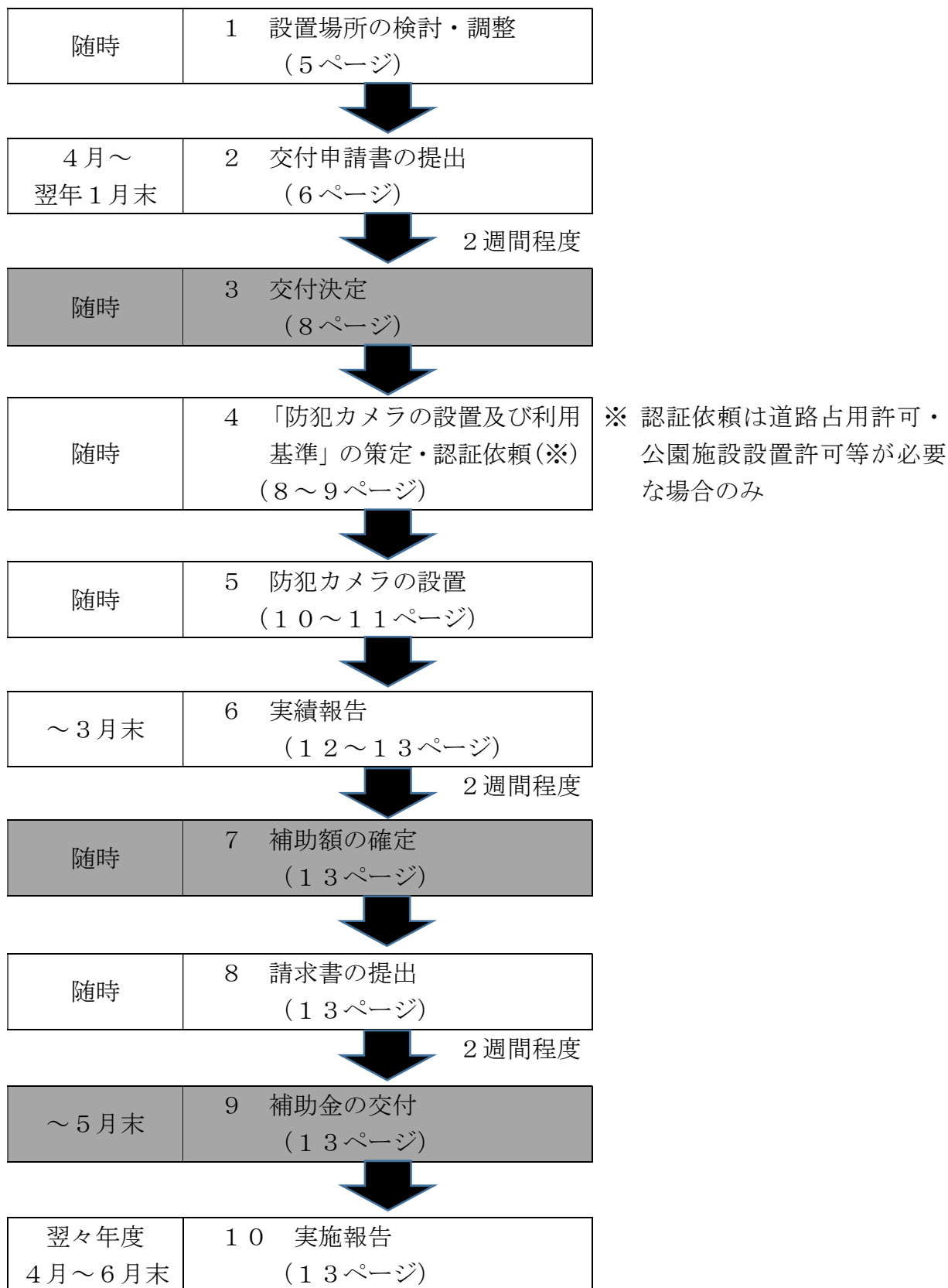
(2) 更新

区 分	内 容										
申請上限台数	学区連絡協議会 10台 その他の団体 5台										
対象となる 防犯カメラ	- 街頭犯罪抑止環境整備事業補助金（防犯カメラ）を活用して設置し故障したもの - 新規設置又は更新の工事が完了した日から6年以上経過したもの - 修繕を実施した場合は、修繕の工事が完了した日から1年以上経過したもの - 部品がないなどの理由から修理することができない又は修理にかかる経費より新規購入する経費が下回るもの ※防犯カメラ本体の取替えを伴わない場合は補助対象外										
補助対象経費	防犯カメラ更新にかかる機器購入費、工事費、各種申請手数料、表示板及び故障した防犯カメラの撤去・処分費など。 ただし、以下の制限があります。 <table border="1"> <tr> <td>表 示 板</td><td>既に掲出されているものを含め、防犯カメラ1台につき10枚まで ※必ず、1台につき1枚以上掲出する。</td></tr> <tr> <td>画 像 閲 覧 用 機 器</td><td>1台のみ</td></tr> <tr> <td>予 備 用 SD カード</td><td>予備用として防犯カメラ1台につき1枚まで</td></tr> <tr> <td>ダ ミ ー カ メ ラ</td><td>本物の防犯カメラの設置台数以下</td></tr> <tr> <td>セ ン サ ー ラ イ ト</td><td>本物の防犯カメラとダミーカメラの設置台数の合計以下</td></tr> </table>	表 示 板	既に掲出されているものを含め、防犯カメラ1台につき10枚まで ※必ず、1台につき1枚以上掲出する。	画 像 閲 覧 用 機 器	1台のみ	予 備 用 SD カード	予備用として防犯カメラ1台につき1枚まで	ダ ミ ー カ メ ラ	本物の防犯カメラの設置台数以下	セ ン サ ー ラ イ ト	本物の防犯カメラとダミーカメラの設置台数の合計以下
表 示 板	既に掲出されているものを含め、防犯カメラ1台につき10枚まで ※必ず、1台につき1枚以上掲出する。										
画 像 閲 覧 用 機 器	1台のみ										
予 備 用 SD カード	予備用として防犯カメラ1台につき1枚まで										
ダ ミ ー カ メ ラ	本物の防犯カメラの設置台数以下										
セ ン サ ー ラ イ ト	本物の防犯カメラとダミーカメラの設置台数の合計以下										
補助率	- 補助率 3分の2以内 - 限度額 140,000円（防犯カメラ 1台につき）										

(3) 修繕

区 分	内 容										
申請上限台数	学区連絡協議会 10台 その他の団体 5台 ※防犯カメラ1台につき補助を受けられるのは1回のみ（更新を実施した場合は再度1回修繕可能。）										
対象となる 防犯カメラ	- 街頭犯罪抑止環境整備事業補助金（防犯カメラ）を活用して設置し故障したもの <u>新規設置または更新の工事が完了した日から1年以上経過したもの</u> ※以下の場合には補助対象外 - 補償等の対象で地域団体が修繕費用を負担しない場合 - 防犯カメラや録画装置以外の修繕・交換を行う場合										
補助対象経費	防犯カメラ修繕にかかる機器修繕費、工事費、各種申請手数料など。ただし、以下の制限があります。（すでに購入・設置してあるものも含めた取替・追加購入の上限数） <table border="1"> <tr> <td>表 示 板</td><td>防犯カメラ1台につき10枚まで ※必ず、1台につき1枚以上掲出する。</td></tr> <tr> <td>画像閲覧 用 機 器</td><td>1台のみ</td></tr> <tr> <td>予 備 用 SD カード</td><td>予備用として防犯カメラ1台につき1枚まで</td></tr> <tr> <td>ダ ミ ー カ メ ラ</td><td>本物の防犯カメラの設置台数以下</td></tr> <tr> <td>セ ン サ ー ラ イ ト</td><td>本物の防犯カメラとダミーカメラの設置台数の合計以下</td></tr> </table>	表 示 板	防犯カメラ1台につき10枚まで ※必ず、1台につき1枚以上掲出する。	画像閲覧 用 機 器	1台のみ	予 備 用 SD カード	予備用として防犯カメラ1台につき1枚まで	ダ ミ ー カ メ ラ	本物の防犯カメラの設置台数以下	セ ン サ ー ラ イ ト	本物の防犯カメラとダミーカメラの設置台数の合計以下
表 示 板	防犯カメラ1台につき10枚まで ※必ず、1台につき1枚以上掲出する。										
画像閲覧 用 機 器	1台のみ										
予 備 用 SD カード	予備用として防犯カメラ1台につき1枚まで										
ダ ミ ー カ メ ラ	本物の防犯カメラの設置台数以下										
セ ン サ ー ラ イ ト	本物の防犯カメラとダミーカメラの設置台数の合計以下										
補助率	- 補助率 3分の2以内 - 限度額 50,000円（防犯カメラ 1台につき）										

第2章 補助金の流れ



□部分は町内会等で行ってください。■部分は本市が行います。

1 設置場所の検討・調整

事前にご確認ください。

- ☐ 必ず、補助金の流れ、具体的に必要となる手続き（設置後を含む）及び維持管理費等についてご確認ください。
- ☐ 設置にあたっては、総会等で承認されるなど団体の総意を得てください。
- ☐ 交付決定通知を受けた後に、契約や設置工事等を開始してください。
（交付決定前に着手した契約・工事の経費は、補助対象外となります。）
- ☐ 原則、補助金の交付は事業終了後となります。
- ☐ パトロールなどの防犯活動を定期的に行っている団体が補助対象となります。

新規 設置	更新	修繕	事 項	内 容
○			設置場所や撮影方向の選定 （表示板等の設置方法を含む）	犯罪抑止効果をより高めるために、設置場所や撮影方向の選定（表示板等の設置方法を含む）にあたっては、交付申請の前に、地元の警察署にご相談ください。
○	△		撮影範囲に含まれることの同意	カメラの撮影範囲に住宅や店舗等が入る場合には、その住宅、店舗等にその旨を事前に説明し、同意を得ておくことが必要です。 同意書（参考様式4）をとる範囲については、設置場所の管理者等にご確認ください。 （設置許可の添付書類となるため）
○	○	○	設置場所の管理者へ連絡・許可手続き	手続きを進める前に、必ず各設置場所の管理者へ連絡し、必要な手続きを確認してください。
○	○	○	見積書の徴取	設置業者から、設置に係る費用について見積を徴取し、必要経費を確認してください。 なお、 <u>設置業者との契約は交付決定後に行ってください。</u> （交付決定前に契約した経費は、補助対象外となります。）
○	○		防犯カメラの設置について団体内で承認	総会など、団体の総意が取れるような会議で防犯カメラの設置について可決承認をとってください。

2 交付申請書の提出（記載例 31～34 ページ）

（１）新規設置

区 分	内 容
提出先	区役所地域力推進課
提出書類 (チェックリスト)	☐ 交付申請書（第1号様式）
	☐ 事業計画書（第2号様式）
	☐ 設置予定場所を明記した図面 ※電柱等設置媒体及び <u>撮影方向</u> も明記
	☐ 見積書の写し
	☐ 防犯カメラのカatalogなど機器の説明書類
	☐ 団体の規約及び概要（既に区役所等に提出している場合を除く）
提出期限	1月末まで ※末日が土日祝の場合、直前の開庁日

（２）更新

区 分	内 容
提出先	区役所地域力推進課
提出書類 (チェックリスト)	☐ 交付申請書（第1号様式）
	☐ 事業計画書（第2号様式）
	☐ 更新予定場所を明記した図面 ※電柱等設置媒体及び <u>撮影方向</u> も明記
	☐ 見積書の写し
	☐ 防犯カメラのカatalogなど機器の説明書類
	☐ <u>更新の必要性を示す書類(参考様式5)</u>
提出期限	1月末まで ※末日が土日祝の場合、直前の開庁日

(3) 修繕

区 分	内 容
提出先	区役所地域力推進課
提出書類 (チェックリスト)	☐ 交付申請書（第1号様式） ☐ 事業計画書（第2号様式） ☐ 修繕するカメラの設置場所を明記した図面 ※電柱等設置媒体及び <u>撮影方向</u> も明記 ☐ 見積書の写し ☐ <u>修繕の必要性を示す書類(参考様式6)</u>
提出期限	1月末まで ※末日が土日祝の場合、直前の開庁日

提出前にご確認ください。

- ☐ 振込みを希望する口座名義と同一の団体名で申請をしていますか。
（申請団体名と口座名義が一致しない場合、振込みができません）
- ☐ 事業計画書「4 事業に要する経費内訳」の《市補助額の積算》は千円未満切捨で記載されていますか。
- ☐ 補助対象外の経費が見積書に含まれている場合、補助対象経費と補助対象外経費の内訳が分かるように記載されていますか。
<補助対象外の例>
 - ・上限数以上のダミーカメラ、センサーライト、表示板、画像閲覧用機器
 - ・維持管理費
 - ・小数点以下切上された消費税
- ☐ 設置場所の図面には、電柱等設置媒体及び撮影方向が明記されていますか。また、公共空間を撮影する防犯カメラであることが確認できますか。
- ☐ 見積書のあて名は交付申請書に記載した団体名となっていますか。
- ☐ 【新規設置・更新】事業計画書「5 団体の総意（防犯カメラ設置の承認）が得られた会議を記入」には、総会など、団体の総意が取れるような会議で防犯カメラの設置について可決承認されたことを示していますか。（一部のみで構成される会議は不可）
 - 総会、定例会など。
 - × 役員会、理事会など。

※組長会については、組長が組の意見を聞き、その後の組長会で報告し、決定する場合は可。（その旨を補記してください。）

3 交付決定

留 意 事 項

- 交付決定は、交付申請書の提出から、2週間程度かかります。
- 交付決定金額が補助金の交付上限額となります。交付決定以後に生じた事情により、増額されることはありません。
- 交付決定通知書の「補助の条件」をよくお読みいただき、事業を実施してください。
- 補助金にかかる書類は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保存してください。

4 「防犯カメラの設置及び利用基準」の策定・認証依頼

(1)「防犯カメラの設置及び利用基準」の策定（記載例 36、37ページ）

防犯カメラの設置運用前に、「名古屋市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」に従った「防犯カメラの設置及び利用基準」を策定し、プライバシーの保護など適切な維持管理を行ってください。

策定時にご確認ください。

- ☐ 防犯カメラの設置台数は記載されていますか。
- ☐ モニター、録画装置及びその他の機器一式の設置場所が示されていますか。
※ 防犯カメラが記録装置と一体となっており、モニター及びその他の機器一式がない場合は、第2条の2を省略し、以下を参考に記載してください。
「第2条 防犯カメラ（記録装置一体型）は、別図の場所に△△台設置する。」
- ☐ 設置場所の図面には、電柱等設置媒体及び撮影方向が明記されていますか。
- ☐ 管理責任者、取扱者、閲覧者の職・氏名が記載されていますか。
- ☐ 管理責任者・取扱者は団体内部の方が指定されていますか。
- ☐ 画像の保存期間は1か月以内に設定されていますか。
- ☐ 施行日は、防犯カメラ稼働予定日以前となっていますか。
- ※ 管理責任者・取扱者を別の者を指定することが困難である場合は、同一の方でも構いません。
- ※ 改正する場合は、新しい施行日を以前の施行日の下に追記してください。

附 則

この基準は、令和○年○月○日から施行する。

この基準は、令和△年△月△日から施行する。（←新しい施行日を追加）

留 意 事 項

- 今後、防犯カメラの台数、管理責任者・取扱者・閲覧者などの変更があった場合は、「防犯カメラの設置及び利用基準」の改正が必要となります。（改正にあたり区役所への提出は不要です。）
- 道路占用許可等が不要の場合でも、必ず「防犯カメラの設置及び利用基準」を策定してください。
- インターネットを利用した防犯カメラは、パスワードを未設定又は初期設定のまま運用せず、他人に推測されないパスワードを設定・更新するほか、不正アクセスを防ぐため、プログラムを最新の状態に更新し、適切なセキュリティ対策を行ってください。

（２）防犯カメラの設置及び利用基準の確認（記載例３５～３７ページ）

※道路占用許可、公園施設設置許可等が必要な場合のみ

土木事務所に道路占用許可等を得る場合には、策定した基準について、スポーツ市民局がガイドラインに合致していることを確認した書類の交付を受け、添付書類とする必要があります。

区 分	内 容
提出先	区役所地域力推進課
提出書類 (チェックリスト)	☐ 認証依頼文（３５ページ） ☐ 設置及び利用基準（３６～３７ページ） ☐ 設置場所を明記した図面 ※電柱等設置媒体及び <u>撮影方向</u> も明記

留 意 事 項

- 「防犯カメラの設置及び利用基準」の認証書の交付は、提出から２週間程度、道路占用許可は、申請してから２週間から２０日程度かかるということです。時間に余裕をもってご提出ください。

5 防犯カメラの設置・更新・修繕

交付決定通知を受けた後に、契約や設置工事等を開始してください。

(1) 設置場所の管理者との調整・工事

留 意 事 項	
■	<u>設置工事前に、必ず各設置場所の管理者と調整し、必要な手続きを行ってください。</u>
■	新規設置・更新の場合は、設置についての許可を得る必要があります。「第3章 設置にあたって」（14～21ページ）に設置場所ごとの必要な手続きを確認してください。（ <u>設置できることを保証するものではありません。</u> ）
■	公道に設置する場合は、 <u>警察へ道路使用許可手続き</u> が必要になります。
■	設置が可能な場合は、必ず、設置場所の管理者や、公道の場合は、併せて各土木事務所の定める基準に従い、施工してください。
■	設置台数の変更などにより交付決定額から補助額が20%以上減少する場合は、変更申請書を提出してください。（38ページ）
■	やむを得ず事業を中止する場合は、中止申請書を提出してください。（38ページ）

(2) 表示板の設置

防犯カメラを設置していることを明示するため及び犯罪抑止効果を高めるため、防犯カメラが設置されていることを示した表示板を防犯カメラ1台につき1枚以上必ず掲出してください。

区分	内 容
表 示 内 容	① 「防犯カメラ設置中」等の防犯カメラを設置している旨 ② <u>設置者(補助団体)名</u>
掲 出 場 所	原則、防犯カメラを設置している柱（場所）又は民有地で通行人等から見やすい箇所。 <u>やむをえずその他の場所への掲出を検討する場合には、必ず事前に区役所地域力推進課へ相談してください。</u> <u>（3ヶ月ごとに屋外広告物の許可申請が必要となります。）</u>
仕 様	掲出場所の管理者の指示に従ってください。

(例)

防
犯
カ
メ
ラ
設
置
中

〇〇学区連絡協議会

(3)「防犯カメラ設置推進地区」プレートの設置

犯罪抑止効果の高い「防犯カメラ設置推進地区」プレート（45、46ページ）の設置をご検討ください。（必須ではありません）

「防犯カメラ設置推進地区」プレートは、①及び②の2種類がございます。

区 分	内 容
① 地域から直接業者に製作依頼	プレート①（記載例45ページ）は、設置者名（学区連絡協議会、町内会等）を入れて、直接業者に作製依頼してください。なお、業者の選定は各地域で行ってください。価格等は、依頼する業者へご確認ください。
② 各地区防犯協会に製作依頼	プレート②（記載例46ページ）は、各地区の防犯協会（警察署生活安全課）で申し込みしてください。プレートにシール等で設置団体名を記載することで、補助の対象とすることができます。（各締切から1～2か月程度でプレートが出来上がります。） 申込締切（予定）：年4回（3月末、6月末、9月末、12月末） 単価：320円程度 ※枚数によって変動します プレート②の場合は、補助金申請に必要な見積書が発行されないため、<u>設置業者から各地区の防犯協会に申込をし、プレートの費用も含めた見積書等を作成するように設置業者に依頼してください。</u>

留 意 事 項

- 「防犯カメラ設置推進地区」プレートを設置していても、「防犯カメラ設置中」の表示板は必ず設置してください。

「防犯カメラ設置中」表示板：防犯カメラ1台につき1枚以上掲出(必須)

「防犯カメラ設置推進地区」プレート：掲出は必須ではありません

- 防犯カメラ1台につき、表示板は合計10枚まで補助対象となりますので、「防犯カメラ設置中」の表示板を1枚設置した場合は、「防犯カメラ設置推進地区」プレートは最大で9枚となります。

（例）表示板の補助対象経費

表示板	枚数
「防犯カメラ設置中」の表示板	1枚
「防犯カメラ設置推進地区」プレート	9枚
合計	10枚

- 本来、民有地以外に掲示物を設置する場合は、設置者から屋外広告物の許可申請が3か月ごとに必要となりますが、プレート①・②（45、46ページ）の「防犯カメラの設置推進地区」プレートに限り、屋外広告物の許可申請は不要となります。
- プレートを設置する際には、設置場所の管理者等に必ず事前承諾を得てください。

6 実績報告（記載例 39～41ページ）

（１）新規設置・更新

区 分	内 容
提出先	区役所地域力推進課
提出書類 (チェック リスト)	☐ 実績報告書（第7号様式）
	☐ 事業報告書（第8号様式）
	☐ 設置（更新）場所を明記した図面 ※電柱等設置媒体及び <u>撮影方向</u> も明記
	☐ 「防犯カメラの設置及び利用基準」（添付図面含む） <u>（年度中に、当該利用基準についてスポーツ市民局がガイドラインに合致していることを確認した場合は不要）</u>
	☐ 設置場所への設置を管理者等が承認したことを証する書類の写し ※書類の取得方法については、「第3章 設置にあたって（14～21ページ）の該当部分をご覧ください
	☐ 請求書の写し及び請求書内訳の写し
	☐ 領収書の写し
	☐ 設置された現場の現況写真
提出期限	3月末まで ※末日が土日祝の場合、直前の開庁日

（２）修繕

区 分	内 容
提出先	区役所地域力推進課
提出書類 (チェック リスト)	☐ 実績報告書（第7号様式）
	☐ 事業報告書（第8号様式）
	☐ 設置場所を明記した図面 ※電柱等設置媒体及び <u>撮影方向</u> も明記
	☐ 請求書の写し及び請求書内訳の写し
	☐ 領収書の写し
	☐ 設置された現場の現況写真
提出期限	3月末まで ※末日が土日祝の場合、直前の開庁日

提出前にご確認ください。

- 事業報告書の「稼働日」は、「防犯カメラの設置及び利用基準」の施行日以降になっていきますか。(防犯カメラの運用に先立ち、「防犯カメラの設置及び利用基準」を施行してください。)
- 事業報告書の「4 事業に要した経費内訳」の《市補助額の積算》は千円未満切捨で記載されていますか。
- 防犯カメラの設置場所・撮影方向は交付申請時と変更ありませんか。
- 「防犯カメラの設置及び利用基準」は「名古屋市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」に基づき作成されていますか。(8～9ページ参照)
- 設置場所への設置を管理者等が承認したことを証する書類はあて名が申請団体名となっていますか。
- 請求書・領収書のあて名は申請団体名となっていますか。
- 振込みで支払いをした場合は、補助金を申請した団体と同一名義の口座で振込み、領収書の写しに代えて、振込み書控えの写しを添付してください。
- 請求書は、具体的な内訳(品名、単価、個数など)が記載されていますか。
- 現況写真から、「防犯カメラ設置中」等の表示板が防犯カメラ1台につき1枚以上、設置付近に掲出されていることが確認できますか。
- 現況写真から、表示板に団体名が明記されていることを確認できますか。

7 補助金の確定・請求書の提出(記載例 43ページ)

実績報告の提出後、2週間程度で補助金が確定されます。確定した金額及び日付を、区役所地域力推進課を通じてお伝えしますので、確定日以降の日付で、確定した金額をご請求ください。

※ 交付申請・実績報告に記載した申請団体名と同一の口座を記載してください。

※ 区役所地域力推進課への提出時には、請求書の記載内容を確認できるよう、振込口座の通帳等を持参くださると助かります。

8 補助金の交付 ※新規設置・更新共通

請求いただいた後、2週間程度で振り込む予定です。

9 実施報告(記載例 44ページ) ※新規設置・更新共通

防犯カメラを設置後1年間の防犯カメラの活用状況について、実施報告書(第11号様式)にてご報告いただきます。翌々年度の4月～6月末に区役所地域力推進課へ提出してください。

(例) 令和7年度設置の場合: 令和9年4月～6月に提出

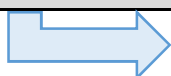
第3章 設置にあたって ※新規設置・更新

1 民有地 ※事前に所有者に設置が可能か確認してください。

依頼先	土地所有者・物件所有者
提出書類 (他の書類が必要な 場合あり)	☐ 防犯カメラの設置同意願（参考様式1） ☐ 設置図面



取得書類	所有者が署名した防犯カメラの設置同意願（参考様式1）
------	----------------------------



写しを実績報告書の添付書類へ

《注意事項》

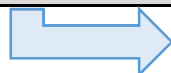
- ① 提出書類は、手続きの目安となるものを記載しています。実際に必要となる書類は、必ず提出先に確認してください。
- ② 原則、既電気需給契約と契約を分けることができませんので、既電気需給契約者と電気料の精算方法について、事前に調整をしてください。

2 行政財産（公共の土地・建物） ※事前に管理者に設置が可能か確認してください。

依頼先	管理者
提出書類 (他の書類が必要な 場合あり)	☐ 行政財産目的外使用許可申請書 ☐ 設置図面



取得書類	行政財産目的外使用許可書
------	--------------



写しを実績報告書の添付書類へ

《注意事項》

- ① コミュニティセンターに設置する場合は、改修承認書を行政財産目的外使用許可書に代えることができます。ただし、公園内のコミュニティセンターに設置する場合は「4 公園内」（16ページ）をご覧ください。
- ② 提出書類は、手続きの目安となるものを記載しています。実際に必要となる書類は、必ず提出先に確認してください。
- ③ 原則、既電気需給契約と契約を分けることができませんので、既電気需給契約者と電気料の精算方法について、事前に調整をしてください。
- ④ 1～5年ごとに許可の更新申請をする必要があります。（コミュニティセンターを除く）
- ⑤ 防犯カメラを設置している行政財産が移設・撤去される場合は、防犯カメラを設置した団体が自ら撤去・再設置する必要があります（当補助金の対象となります）。

3 街路灯・道路上 ※事前に管理者に設置が可能か確認してください。

依頼先	土木事務所（警察署）
提出書類 (他の書類が必要な 場合あり)	☐ 道路占用許可申請書
	☐ 道路使用許可申請書 ※愛知県収入証紙 2,500 円分を貼付（補助対象となります）
	☐ 付近見取図（防犯カメラ位置図）
	☐ 申請団体の区域が明示された図面
	☐ 立面図
	☐ 構造図（カタログ等）
	☐ 交通安全対策図
	☐ 保守管理体制
	☐ 確約書（新規申請の場合のみ）
	☐ 防犯カメラの設置及び利用基準についてスポーツ市民局がガイドラインに合致していることを確認した書類の写し
	☐ 強度計算書
	☐ 現況写真
取得書類	道路占用許可書
	<u>写しを実績報告書の添付書類へ</u>

《注意事項》

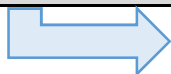
- ① 提出書類は、手続きの目安となるものを記載しています。実際に必要となる書類は、必ず提出先に確認してください。（補助金を活用せず設置する場合は別途書類が必要となります。）
- ② ダミーカメラ、センサーライトを設置することはできません。
- ③ 5 年度ごとに道路占用許可の更新申請が必要となります。
- ④ 道路使用許可の申請書は、原則、道路占用許可の申請書と同時に土木事務所に提出していただきます。
- ⑤ 道路占用許可及び道路使用許可は、ある一定期間に行う工事すべてについて、まとめて申請することができます。
- ⑥ 道路使用許可申請には、手数料 2,500 円が必要です（補助対象経費）。
- ⑦ 設置工事（表示板の掲出を含む）が完了したら、中部電力に電気使用申込みをし、運用を開始してください。
- ⑧ 防犯カメラを設置している街路灯が移設・撤去される場合は、防犯カメラを設置した団体が自ら撤去・再設置する必要があります（当補助金の対象となります）。
- ⑨ 自立柱（ポール）を設置する場合、調整先、提出書類が他にも必要となりますので、土木事務所に事前に相談してください。

4 公園内 ※事前に管理者に設置が可能か確認してください。

依頼先	土木事務所
提出書類 (他の書類が必要な 場合あり)	☐ 公園施設設置許可申請書
	☐ 防犯カメラ位置図（詳細平面図含む）
	☐ 構造図（カタログ等）
	☐ 工事方法など工事に関する書類
	☐ 強度計算書（公園内の施設に添架する場合）
	☐ 公園管理者以外が管理する施設・物件に設置する場合、その施設・管理者の同意書
	☐ 防犯カメラの設置及び利用基準についてスポーツ市民局がガイドラインに合致していることを確認した書類の写し
	☐ 現況写真
	☐ 撮影範囲に含まれる土地所有者の同意書



取得書類	公園施設設置許可証
------	-----------



写しを実績報告書の添付書類へ

《注意事項》

- ① 提出書類は、手続きの目安となるものを記載しています。実際に必要となる書類は、必ず提出先に確認してください。（補助金を活用せず設置する場合は別途書類が必要となります。）
- ② 公園内のコミュニティセンター等の施設に設置する場合も許可が必要です。
- ③ 中部電力に電力使用申し込みをし、運用を開始してください。中部電力から、公園の既電気受給契約と分けることができないと対応された場合には、公園管理者と、電気料の精算方法について、事前に調整をしてください。
- ④ ダミーカメラ、センサーライトを設置することはできません。
- ⑤ 3年度ごとに許可の更新申請をする必要があります。
- ⑥ 防犯カメラを設置している公園施設が移設・撤去される場合は、防犯カメラを設置した団体が自ら撤去・再設置する必要があります（当補助金の対象となります）。

5 商店街灯・アーケード ※事前に管理者に設置が可能か確認してください。

依頼先	所有者（商店街）
提出書類 (他の書類が必要な 場合あり)	☐ 防犯カメラの設置同意願（参考様式1） ☐ 設置図面



取得書類	所有者が署名した防犯カメラの設置同意願（参考様式1）
------	----------------------------

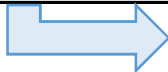


写しを道路占用許可申請の添付書類へ

依頼先	土木事務所
提出書類	街路灯・道路上に設置する場合と同じ（15ページ）



取得書類	道路占用許可書
------	---------



写しを実績報告書の添付書類へ

《注意事項》

- ① 提出書類は、手続きの目安となるものを記載しています。実際に必要となる書類は、必ず提出先に確認してください。
- ② 原則、既電気需給契約と契約を分けることができませんので、既電気需給契約者と電気料の精算方法について、事前に調整をしてください。
- ③ ダミーカメラ、センサーライトを設置することはできません。
- ④ 5年度ごとに道路占用許可の更新申請が必要となります。
- ⑤ 道路使用許可申請書は、原則、道路占用許可申請書と同時に土木事務所に提出していただきます。
- ⑥ 道路占用許可及び道路使用許可は、ある一定期間に行う工事すべてについて、まとめて申請することができます。
- ⑦ 道路使用許可申請には、手数料2,500円が必要です（補助対象経費）。
- ⑧ 防犯カメラを設置している商店街灯・アーケードが移設・撤去される場合は、自ら防犯カメラを撤去・再設置する必要があります（当補助金の対象とはなりません）。

6 中部電力柱

※令和 7 年 3 月 31 日までの実施方法です。

令和 7 年 4 月以降は、申込方法が変更になります。

詳細は中部電力パワーグリッド ホームページにて案内予定です。

<https://powergrid.chuden.co.jp/goannai/ippan/denchu/kyouga>

※事前に中部電力パワーグリッドに設置が可能か確認してください。

(電柱によっては、防犯カメラを設置することができない場合があります。)

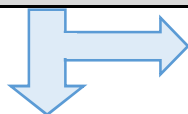
依頼先	中部電力パワーグリッド営業所
提出書類 (他の書類が必要な 場合あり)	☐ 技術検討申込書
	☐ 補助団体決定通知書の写し
	☐ 共架設備明細表兼共架物件登録票
	☐ 貴社所有電柱への防犯カメラの設置に関する確約書（地域力 推進課長補佐が確認印を押印したもの）
	☐ 機器設備仕様書



依頼先	中部電力パワーグリッド営業所
提出書類 (他の書類が必要な 場合あり)	☐ 共架申込書
	☐ 共架設備明細表兼共架物件登録票
	☐ 共架施設位置等確認票（一般設備用）
	☐ 土地所有者の設置承諾書（民有地の場合）
	☐ 防犯カメラの設置が団体の総意であることを示す書類



取得書類	共架承諾書
------	-------

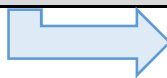


(民有地の場合) 写しを実績報告書の添付書類へ
(道路上の場合) 写しを道路占用許可申請の添付書類へ

依頼先	土木事務所
提出書類	街路灯・道路上に設置する場合と同じ（15ページ）



取得書類	道路占用許可書
------	---------



(道路上の場合) 写しを実績報告書の添付書類へ

《注意事項》

- ① 提出書類は、手続きの目安となるものを記載しています。実際に必要となる書類は、必ず提出先に確認してください。
- ② 設置するには、事前調査料がかかります。
- ③ ダミーカメラ、センサーライトを設置することはできません。

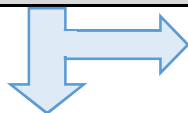
- ④ 5年度ごとに道路占用許可の更新申請が必要となります。
- ⑤ 道路使用許可の申請書は、原則、道路占用許可の申請書と同時に土木事務所に提出していただきます。
- ⑥ 道路占用許可及び道路使用許可は、ある一定期間に行う工事すべてについて、まとめて申請することができます。
- ⑦ 道路使用許可申請には、手数料2,500円が必要です（補助対象経費）。
- ⑧ 契約完了後に防犯カメラを設置ください。
- ⑨ 設置工事（表示板の掲出を含む）が完了すれば、中部電力パワーグリッドに共架施設位置等確認票（一般設備用）の提出（追記したもの）及び電気使用申込みをし、運用を開始してください。
- ⑩ 毎年設置料が発生します。
- ⑪ 防犯カメラを設置している電柱が移設・撤去される場合は、防犯カメラを自ら撤去・再設置する必要があります（当補助金の対象となります）。

7 N T T 柱に設置するには

依頼先	N T T フィールドテクノ
手続き	次ページの「防犯カメラ添架申込（案内）」を参照し、必ずN T T へ確認してください。



取得書類	添架内諾通知書
------	---------

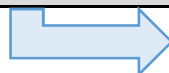


（民有地の場合）写しを実績報告書の添付書類へ
（道路上の場合）写しを道路占用許可申請の添付書類へ

依頼先	土木事務所
提出書類	街路灯・道路上に設置する場合と同じ（15ページ）



取得書類	道路占用許可書
------	---------



（道路上の場合）写しを実績報告書の添付書類へ

《注意事項》

- ① 事前に土木事務所や土地所有者と調整を行ってください。
- ② N T T への申込みで使った書類が道路占用許可時にも使用できる可能性があるため、事前に土木事務所へご確認ください。
- ③ 5年度ごとに道路占用許可の更新申請が必要となります。
- ④ 道路使用許可の申請書は、原則、道路占用許可の申請書と同時に土木事務所に提出していただきます。
- ⑤ 道路占用許可及び道路使用許可は、ある一定期間に行う工事すべてについて、まとめて申請することができます。
- ⑥ 道路使用許可申請には、手数料2,500円が必要です。（補助対象経費）
- ⑦ 毎年設置料が発生します。
- ⑧ 防犯カメラを設置しているN T T 柱が移設・撤去される場合は、防犯カメラを自ら撤去・再設置する必要があります。（当補助金の対象となります）。
- ⑨ N T T 共架柱へ取付の場合、事前に中部電力パワーグリッドへ事前確認を受けてください。（確認書要提出）

添架申請サポートWEB

URL : <https://www.ntt-west.co.jp/tenga/>

NTTのホームページ上で防犯カメラの申請書、記入例のダウンロードができます。

URL : <https://www.ntt-west.co.jp/tenga/camera/after/index.html>

NTTのホームページ上で防犯カメラの技術基準のダウンロードができます。（設計前にご確認願います。）

URL : https://www.ntt-west.co.jp/tenga/file/technical_other.pdf

★申請条件

- ①原則、市の補助金事業等であること(証明書コピー要提出)
- ②設置における説明会を実施し、地域住民の理解を得られていること(証明書要提出)
- ③NTT共架柱へ取付の場合、事前に中部電力PGへ添架可否について事前確認を受けていること（確認書要提出）
中部電力PGホームページ
https://powergrid.chuden.co.jp/resource/goannai/ippan/denchu/kyouga/kyouga_05.pdf

★契約書 NTTで作成し2部送付します。署名・捺印後に返送をお願いいたします。

- ☆基本契約書・・・**初回のみ締結が必要**
(次回以降の申請の際には、基本契約の締結は必要ありません。)
- ☆個別契約書・・・**申請毎に締結**
(申請内容確認後、内諾書と一緒に送付します。)
(工事は個別契約締結後実施してください。)

1. 添架申請時に提出いただく書類

<基本様式（必須）>

- ①様式（3-2）添架申請書（変更）申請書兼添架内諾承認願（防犯カメラ）
- ②様式（5-2）添架施設説明細書（防犯カメラ）
(※表示板は記事欄に取付場所（防犯カメラまたは電源BOXへ取付）をご記載ください)
- ③様式（6）私有地など線条添架使用に関する調整完了報告書
- ④様式（14）写真
(※電柱ごとに必要) (※設置前写真)
- ⑤様式（14-1）添架工法図（標準装柱図）
- ⑥様式（15）責任分担表
- ⑦電柱経路図（住宅地図等に申請場所及び電柱番号等記入）：様式は任意
(平面図 縮尺率1/500 程度)
- ⑧仕様わかる書類
(※カメラ・BOX等装置類、突出し金物、防犯カメラ監視中の表示看板の仕様書3点)
- ⑨地域住民の同意を得ていることが分かる書類：様式は任意
(※上記記載の「☆申請条件②」の証明書コピー)
- ⑩国及び地方自治体が定める防犯カメラ設置の基準を遵守していることが証明できる書類
(※上記記載の「☆申請条件①」の証明書)
- ⑪中部電力PGの確認書：共架柱（中部電力の設備が乗っている丈の長いNTT柱）のみ提出が必要
(※上記記載の「☆申請条件③」の確認書)

2. 添架工事着工時に提出いただく書類

- ①様式（8）添架工事着工届
(※着手前に、個別契約書返送時に一緒に着工届を提出願います。)

3. 添架工事完了時に提出いただく書類

- ①様式（8-1）添架工事完了届
- ②様式（14）写真
(※表示板も映るよう写真撮影をお願いいたします。)

4. 添架設備撤去時に提出いただく書類

- ①-1様式（3-2）添架（変更）申請書兼添架内諾承認願 ※契約の一部を廃止する場合に使用
- ①-2様式（10）添架契約解約申請書 ※全契約を解約する場合に使用
- ②様式（5-2）添架施設説明細書（防犯カメラ）
- ③様式（6）私有地等添架使用に関する調整完了報告書
- ④様式（14）写真
(※撤去工事の進捗に応じて2. 添架工事着工時に提出いただく書類及び
3. 添架工事完了時に提出いただく書類のご提出をお願いいたします。)

★書類送付先

〒451-0043 名古屋市西区新道2-13-17
株式会社NTTフィールドテクノ サービスエンジニアリング部
フィールドオペレーション部門 設備貸借管理センタ
東海ユニット 設備管理担当（名古屋） 添架担当

第4章 維持管理について

当該事業は、少なくとも6年間は、防犯カメラを設置運用していただく条件で、補助金を交付しています。この期間経過前に廃止する場合は、設置時に交付した補助金の返還を求める場合がありますので、設置にあたっては、維持管理費も含めて十分検討をしてください。

維持管理していく上では、下記のような費用がかかります（実際に防犯カメラの設置をしている団体に対するヒアリング結果）。

区 分	1台あたりの年間費用
電気料	300～500円 × 12月
電柱への設置料 (NTT、中電)	1,200円～3,900円 (機器設備の大きさによって異なります)
SDカード交換	18,000円（故障した場合）
業者による保守点検	5,000円
計	9,800～14,900円 (SDカード交換費用を除く)

《備考》

- ① 道路管理課が5年度ごとに行う道路占用許可は、更新の際の手数料及び道路占用料を免除されますが、警察署が行う道路使用許可は、原則、2年度ごとの更新の際に手数料として2,500円必要となります。詳しくは警察署にお問い合わせください。
- ② 民有地又は行政財産（公共の土地・建物）に設置している場合は、それぞれの契約や法令等の定めによります。
- ③ 具体的に必要となる維持管理費については、各業者等にご確認ください。
- ④ 町内会・自治会等が設置し、公道を撮影する防犯カメラにかかる電気料については、「防犯機器電気料補助金」の補助対象となります。
(令和6年度補助額：1台あたり2,088円（年間）※年度によって異なります。)

その他、防犯カメラの設置及び利用基準に定めている事項（防犯カメラの台数、管理責任者・取扱者・閲覧者（町内会長等）など）に変更があった場合は、「設置及び利用基準」の改正が必要となります。また、設置場所の管理者に申請、届出が必要な場合がありますので、各管理者にご確認ください。

第5章 設置許可の更新について

公道上、公園及び行政財産に防犯カメラを設置している場合は、定期的に設置許可の更新申請をする必要があります。また、他の場所であっても、必要となる可能性がありますので、必ず所有者に確認してください。

1 公道上に設置している場合

区 分	内 容
提出先	区役所地域力推進課
提出書類	☐ 道路占用許可申請書 ☐ 防犯カメラの設置及び利用基準をスポーツ市民局がガイドラインに合致していることを確認した書類の交付依頼文 （記載例 34 ページ） …① ☐ 防犯カメラの設置及び利用基準（別図を含む最新のもの） （記載例 35, 36 ページ） …② ※ ①、②の書類については、前回認証した利用基準から変更がある場合のみ（管理責任者や取扱者名の変更等の軽微な変更を除く）提出が必要です。
許可期間	5 年度ごと
注意事項	■ 更新手続きの案内は、更新前年度の 2 月頃に、区役所地域力推進課を通じお渡しします。 ■ 提出書類は、地域安全推進課を経由し、「防犯カメラの設置及び利用基準をスポーツ市民局がガイドラインに合致していることを確認した書類の写し」<u>（必要な場合のみ）</u>とともに、緑政土木局道路管理課へ送付します。なお、確認した書類の原本は、2 週間程度で地域力推進課を通じてお渡しします。道路占用許可書は、5 月下旬～6 月下旬頃に緑政土木局道路管理課より申請者住所に郵送されます。 ■ 道路使用許可の更新については、各警察署へお問い合わせください。

2 公園に設置している場合

区 分	内 容
提出先	土木事務所
提出書類	申請時に準じた書類
許可期間	3年度ごと
注意事項	■ 更新手続きの案内は、更新前年度の1～2月頃に、緑政土木局緑地管理課より郵送されます。 ■ 提出書類のうち、「防犯カメラの設置及び利用基準をスポーツ市民局がガイドラインに合致していることを確認した書類の写し」(<u>必要な場合のみ</u>)については、地域安全推進課より緑政土木局緑地管理課へ送付しますので、下記の書類を区役所<u>地域力推進課へご提出</u>ください。なお、確認した書類の原本は、2週間程度で地域力推進課を通じお渡しします。 《区役所地域力推進課への提出書類》 ☐ 防犯カメラの設置及び利用基準をスポーツ市民局がガイドラインに合致していることを確認した書類の交付依頼文(記載例 34ページ) …① ☐ 防犯カメラの設置及び利用基準(別図を含む最新のもの)(記載例 35, 36ページ) …② ※ ①、②の書類については、前回認証した利用基準から<u>変更がある場合のみ(管理責任者や取扱者名の変更等の軽微な変更を除く)</u>提出が必要です。 ■ 公園施設設置許可証は、緑政土木局緑地管理課より申請者住所に郵送されます。

3 行政財産(公共の土地・建物)に設置している場合(コミュニティセンターを除く)

区 分	内 容
提出先	所有者
提出書類	申請時に準じた書類
許可期間	1～5年度ごと
注意事項	■ 更新手続きの案内等の対応は、設置場所により異なります。余裕を持って、事前に各所有者にお問合せください。

第6章 撤去・再設置にあたって

街路灯、公園施設、中部電力柱、N T T柱及び公共施設等の移設・撤去に伴って、本補助金を活用して設置した防犯カメラを移設する必要がある場合には、本補助金を活用して撤去・再設置することができます。必要がある場合は、速やかに、区役所地域力推進課へご相談ください。（補助率等は、設置の場合と同じです。）

なお、他の理由による移設については、自己資金でご対応いただくことになります。移設する場合は、必ず、区役所地域力推進課へご連絡ください。

1 撤去の流れ



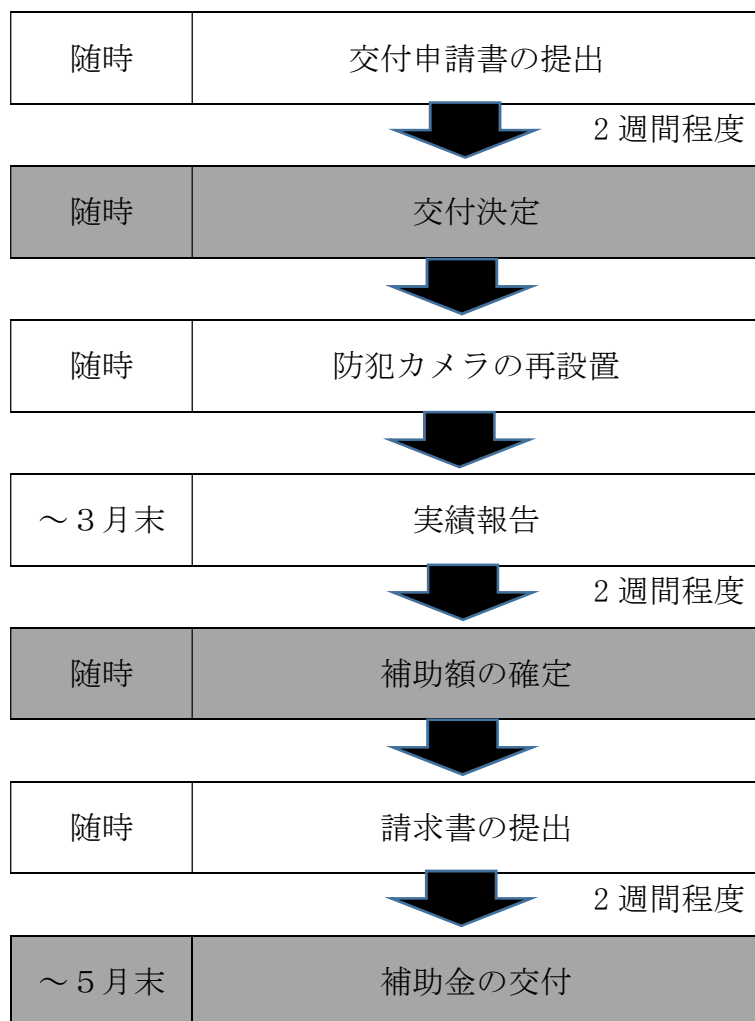
部分は町内会等で行ってください。 部分は本市が行います。

《注意事項》

撤去する際は、必ず、設置に際して、調整を行った相手方すべてに連絡をしてください。

設置許可関係	土木事務所、防犯カメラを設置している柱、土地及び建物の所有者など
電気使用関係	中部電力ミライズ

2 再設置の流れ



部分は町内会等で行ってください。

部分は本市が行います。

《注意事項》

再設置の流れは、新規に設置する場合に準じます。

第7章 廃止にあたって

当該事業は、少なくとも6年間は、防犯カメラを設置運用していただく条件で補助金を交付しています。期間経過前に廃止する場合は、設置時に交付した補助金の返還を求める場合があります。

廃止する場合は、まず区役所地域力推進課へご相談ください。

廃止の流れ



随時部分は町内会等で行ってください。～3月末部分は本市が行います。

《注意事項》

撤去する際は、必ず、設置に際して、調整を行った相手方すべてに連絡をしてください。

設置許可関係	土木事務所、防犯カメラを設置している柱、土地及び建物の所有者など
電気使用関係	中部電力ミライズ

第8章 よくある質問

質 問	回 答
補助対象団体の「等」に含まれるものについて具体的に教えてください。	複数の町内会・自治会の連合体を想定しています。（〇〇連合自治会など） したがって、区政協力委員会、商店街振興組合、防犯協会、マンション管理組合、町内会の組などは、補助対象団体には、含まれません。
リース契約は補助金の対象となりますか。	いいえ。対象になりません。
どのような防犯カメラを設置すればよいですか。	設置場所の状況等により、防犯カメラの必要な機能が異なりますので、設置業者とよく相談をして決めてください。 また、最低限必要な機能について、仕様を定めておりますので、機種選定の参考にしてください。
防犯カメラの設置費用はどの程度かかりますか。	設置場所の状況等により、費用に変動がありますので、設置業者とよく相談をしてください。 また、上記仕様に基づき複数の設置業者に価格の確認をしたところ、1台あたり約15万円～30万円とかなり幅がありますので、複数の設置業者から比較検討して決めていただくことをお勧めします。
電柱に設置することにより生じる経費はありますか。	はい。毎年設置料が生じます。 中部電力柱 機器設備の大きさによって、1本あたり年間 1,300円～3,900円（税別） N T T 柱 1本あたり年間1,200円（税別） 設置料は、変更になることがあります。詳しくは、直接お問い合わせください。
道路占用許可は申請してからどれくらいで許可がとれますか。	2週間から20日程度とのことです。

<防犯カメラ参考仕様（参考）>

項目	内容
画素数	1 3 0 万画素以上
撮影枚数	1 秒間に 5 枚以上撮影
カラー・白黒	カラー（ただし、夜間においては白黒での撮影可）
作動時間	常時撮影（1 日 2 4 時間）
被写体最低照度	被写体最低照度 0. 5 ルクスを満たす （夜間も人物等の特定ができる）
その他	・記録媒体は、鍵等により第三者が容易に取り出しを行えない措置が講じられたものであること ・記録容量は、1 週間以上保存可能であるもの ・屋外設置に耐えうる防塵防水性能を有するもの

※設置場所の状況等により必要な機能が異なる場合があります。

<防犯カメラ見積内容（参考）>

(1) 民地設置

(単位：円)

区 分	A 社	B 社	C 社
防犯カメラ本体等	119, 500	102, 200	99, 460
設置費用	60, 000	59, 500	66, 000
その他	0	14, 600	72, 900
値引き	△29, 500	0	△360
消費税（10%）	15, 000	17, 630	23, 800
計	165, 000	193, 930	261, 800

(2) 電柱等設置

(単位：円)

区 分	A 社	B 社	C 社
防犯カメラ本体等	119, 500	102, 200	99, 460
設置費用	90, 000	61, 750	79, 000
その他	0	34, 914	107, 900
値引き	△29, 500	0	△6, 360
消費税（10%）	18, 000	19, 886	28, 000
計	198, 000	218, 750	308, 000

※設置場所の状況等により費用等が変動します。

<防犯カメラ設置等にかかる対象経費について（比較表）>

区分	安心・安全・快適まちづくり活動補助金		街頭犯罪抑止環境整備事業補助金 (以下「防犯カメラ補助金」) 防犯機器電気料補助金	
	所有	リース	所有	リース
新規設置	×	×	○	×
更新設置	×	×	△ ※防犯カメラ補助金で設置し、6年以上経過したもので、修理より低廉もしくは修理不可	×
撤去再設置	△ ※防犯カメラ補助金の対象にならない場合	×	△ ※防犯カメラ補助金で設置し、道路管理者・電柱管理者等からの要請がある場合	×
廃止	×	×	×	×
附属物 (SDカード・表示板等)	△ ※防犯カメラ補助金の対象にならない場合	△ ※リース料金に含まれない場合	△ ※設置・修繕時に伴う場合	×
修繕	△ ※防犯カメラ補助金の対象にならない場合	△ ※リース料金に含まれない場合	△ ※防犯カメラ補助金で設置し、1年以上経過	×
保守点検	○	△ ※リース料金に含まれない場合	×	×
電気料	×	×	○	○
電柱共架料	×	×	×	×
道路使用料	×	×	△ ※設置・修理時のみ	×

○：対象経費 ×：対象経費にならない △：条件によって対象

※学区連絡協議会などに交付している安心・安全・快適まちづくり活動補助金を活用する場合は、関係団体でご協議ください。

(第1号様式)

名古屋市街頭犯罪抑止環境整備事業補助金（防犯カメラ）交付申請書

提出日	令和〇 年 〇 月 〇 日
-----	---------------

(あて先) 名古屋市長

団体の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 名古屋市〇区〇〇町〇〇〇〇番地	
団体名	〇〇町内会	振込みを希望する口座名義 と同じ団体名を記載してく ださい。
代表者職	会長	
代表者氏名	〇〇 〇〇	
事務担当者名	〇〇 〇〇	
連絡先	〇五二-〇〇〇-〇〇〇〇	

令和〇年度「名古屋市街頭犯罪抑止環境整備事業補助金」の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

事業計画書(第2号様式)
による算出した市補助
額を記載してください。

1 申請額

金 140,000 円

該当する区分に✓を
いれてください。

2 添付書類 (区分にチェックを入れてください。)

区 分	☒ 設 置	☐ 更 新	☐ 修 繕	☐ 撤 去	☐ 再設置
事業計画書(街頭犯罪抑止環境整備事業(防犯カメラ)用)(第2号様式)	☐	☐	☐	☐	☐
防犯カメラの設置場所を明記した図面(事業計画書の別添)	☐	☐	☐	☐	☐
見積書の写し	☐	☐	☐	☐	☐
防犯カメラのカタログなど機器の説明書類	☐	☐			
団体の規約及び概要	△ ^注				
更新の必要性を示す書類		☐			
修繕の必要性を示す書類			☐		
道路管理者等からの撤去の指示等の					

【名古屋市公式ウェブサイトの様式(Wordファイル)があります】

トップページ>暮らしの情報>安全と快適>防犯>防犯に関するお知らせ>防犯カメラの新規設置・更新・修繕費用の一部を助成します！

(第2号様式)

事業計画書

(街頭犯罪抑止環境整備事業(防犯カメラ))

団体名	〇〇町内会	〇〇区
-----	-------	-----

1 事業の目的及び期待される効果	(該当する欄にレ点を付けてください。複数選択可) ☐ 犯罪発生件数の減少 ☒ 地域住民の安心感の向上 ☒ 防犯活動の活性化 ☐ その他 (		民有地内ポールなど防犯カメラ等を何に設置するか、撮影方向がわかるようにする。																										
2 事業の概要	① 防犯カメラ等を設置、更新、修繕又は撤去・再設置する場所	別図のとおり																											
	② 防犯カメラ等を設置、更新、修繕又は撤去・再設置する台数	1台																											
3 事業の実施	令和〇〇年10月 業者と契約 令和〇〇年11月 設置工事 令和〇〇年12月 運用開始																												
4 事業に要する経費内訳	交付決定前に着手した契約・工事の経費は補助対象外となるので注意。 <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">総事業費</th><th colspan="2">うち補助対象経費(a)</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">300,000 円</td><td colspan="2">300,000 円</td></tr></tbody></table> ≪市補助額の種別≫<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">(a) × 2/3 (千円未満切捨)</th><th colspan="2">(b)</th></tr></thead><tbody><tr><td>新規設置、更新</td><td>14万円 × 台数 (c)</td><td>200,000</td><td>円</td></tr><tr><td>撤去・再設置</td><td>7万円 × 台数 (c)</td><td>140,000</td><td>円</td></tr><tr><td>修繕</td><td>5万円 × 台数 (c)</td><td></td><td>円</td></tr></tbody></table> (b) (c) いずれか低い方が市補助額 <table border="1"><tr><td>市補助額</td><td>140,000 円</td></tr></table>			総事業費		うち補助対象経費(a)		300,000 円		300,000 円		(a) × 2/3 (千円未満切捨)		(b)		新規設置、更新	14万円 × 台数 (c)	200,000	円	撤去・再設置	7万円 × 台数 (c)	140,000	円	修繕	5万円 × 台数 (c)		円	市補助額	140,000 円
総事業費		うち補助対象経費(a)																											
300,000 円		300,000 円																											
(a) × 2/3 (千円未満切捨)		(b)																											
新規設置、更新	14万円 × 台数 (c)	200,000	円																										
撤去・再設置	7万円 × 台数 (c)	140,000	円																										
修繕	5万円 × 台数 (c)		円																										
市補助額	140,000 円																												
5 団体の総意(防犯カメラ設置の承認)が得られた会議(修繕の場合は不要)	会議名	〇〇町内会総会	団体の総意である必要があるため、一部の役員等のみで構成される会議は不可 ※組長が組の意見を聞き、その後の組長会で報告し、決定する場合は可																										
	会議開催日	令和〇年〇月〇																											
6 防犯活動の実施	(該当する場合、レ点を入れてください。) ☒ パトロールなどの防犯活動を定期的に行っています。																												

【名古屋市公式ウェブサイトの様式(Wordファイル)があります】

トップページ>暮らしの情報>安全と快適>防犯>防犯に関するお知らせ>防犯カメラの新規設置・更新・修繕費用の一部を助成します!

【参考様式 5】

名古屋市街頭犯罪抑止環境整備事業補助金（防犯カメラ）にかかる更新理由書

令和〇年 〇月 〇日

下記の理由から防犯カメラの更新を実施いたします。

記

1 防犯カメラを更新する理由

(1) 該当する欄にレ点を付けてください

- ☒ 修繕において機能を回復することが困難なため。
- ☐ 修繕に係る経費より取替等に係る経費が下回るため。
- ☐ その他（具体的に理由を記載してください。）

(2) 故障の内容、いつ発覚したのか具体的に記載してください

録画ができていないことに気づき、業者に〇月に点検してもらったところ録画機能が故障していることが分かった。

2 防犯カメラの更新台数

1 台（更新場所については別図のとおり）

上記につき、相違ないことを確認します。

団体の所在地 名古屋市〇区〇〇町〇〇番地
団 体 名 〇〇町内会
代表者職・氏名 会長 〇〇 〇〇
事務担当者名 〇〇 〇〇
連 絡 先 〇 5 2 - 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇

【名古屋市公式ウェブサイトの様式（Wordファイル）があります】
トップページ＞暮らしの情報＞安全と快適＞防犯＞防犯に関するお知らせ＞防犯カメラ
の新規設置・更新・修繕費用の一部を助成します！

【参考様式 6】

名古屋市街頭犯罪抑止環境整備事業補助金（防犯カメラ）にかかる修繕理由書

令和〇年 〇月 〇日

下記の理由から防犯カメラの修繕を実施いたします。

記

1 防犯カメラを修繕する理由

(1) 故障の内容、いつ発覚したのか具体的に記載してください

録画ができていないことに気づき、業者に〇月に点検してもらったところ録画機能が故障していることが分かった。

(2) 防犯カメラの補償について（該当する場合は□にレ点を入れてください）

☒ 補償等の対象外であることを確認しました

2 防犯カメラの修繕台数

1台（修繕場所については別図のとおり）

上記につき、相違ないことを確認します。

団体の所在地 名古屋市〇区〇〇町〇〇番地

団体名 〇〇町内会

代表者職・氏名 会長 〇〇 〇〇

事務担当者名 〇〇 〇〇

連絡先 052-0000-0000

【名古屋市公式ウェブサイトの様式（Wordファイル）があります】

トップページ＞暮らしの情報＞安全と快適＞防犯＞防犯に関するお知らせ＞防犯カメラの新規設置・更新・修繕費用の一部を助成します！

道路占用許可等を得る場合に、この依頼文を策定した基準に添えて、区役所地域力推進課へご提出ください。

令和〇年〇月〇日

名古屋市スポーツ市民局長 様

〇〇町内会が設置する防犯カメラの設置及び利用基準の
確認について（依頼）

〇〇町内会
会長 〇〇 〇〇

当会は、令和〇年度に、〇〇地域内において、地域の防犯活動の一環として防犯カメラを設置する予定であり、「名古屋市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」に基づき、〇〇町内会が設置する防犯カメラの設置及び利用基準を制定したところであります。

このたび、〇〇土木事務所に防犯カメラの道路占用許可を申請するに当たり、スポーツ市民局の確認を受けた当該利用基準を必要書類として提出するよう指示がありましたので、別添利用基準について確認した文書を交付していただきますよう、よろしくお願いします。

〇〇町内会
担当：〇〇
TEL 〇〇〇-〇〇〇〇

（名古屋市公式ウェブサイトにてデータあり）
トップページ＞暮らしの情報＞安全と快適＞防犯＞犯罪情勢と被害防止等について
「名古屋市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」

「設置及び利用基準の参考例」

□□□が設置する防犯カメラの設置及び利用基準（参考例）

（目的）

第1条 □□□（※防犯カメラの設置者）は、×××地域に設置する防犯カメラについて、◇◇◇などの犯罪の防止を図ることと、市民の容ぼうや行動をみだりに撮影されないなどプライバシーの保護との調和を図り、適切な管理運用を行うことを目的とする。

（防犯カメラの設置の概要）

第2条 防犯カメラは、別図の場所に△△台設置する。

2 モニター、録画装置及びその他の機器一式は、次に掲げる場所に設置する。

所 在 地	名古屋市〇〇区〇〇丁目〇番〇号
建物等名称	〇〇〇〇〇〇センター

（防犯カメラの設置及び利用）

第3条 防犯カメラの設置及び利用に当たっては、設置目的を達成するために設置箇所及び撮影範囲が必要最小限となるようにし、特定の個人若しくは物を遠隔操作等で継続して追跡的に撮影することがないようにする。

2 防犯カメラの設置者（以下「設置者という。」）は、設置区域の入口やその区域内の見やすい場所に、次の事項を表示する。

- (1) 「防犯カメラ設置中」等の防犯カメラを設置している旨
- (2) 設置者名 □□□（※防犯カメラの設置者）

（防犯カメラの管理責任者等の指定）

第4条 設置者は、その適切な管理を図るため、管理責任者を指定する。

- 2 管理責任者は、〇〇〇〇（※職・氏名を記載）とする。
- 3 管理責任者は、防犯カメラ機器の操作や画像の聴視等を行う取扱者（原則、管理責任者とは別の者）を指定する。
- 4 取扱者は、〇〇〇〇（※職・氏名を記載）とする。
- 5 画像を閲覧できる者は、管理責任者及び取扱者ほか、〇〇〇〇（※必要な者の職・氏名を記載）とする。

（名古屋市公式ウェブサイトにてデータあり）

トップページ＞暮らしの情報＞安全と快適＞防犯＞犯罪情勢と被害防止等について

「名古屋市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」

（画像の保存及び取扱い）

第5条 設置者、管理責任者及び取扱者（以下「設置者等という。」）は、画像の漏えい、滅失、き損、流出、改ざん防止等の安全管理のため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）画像は撮影時のままで保存することとし、加工してはならない。
- （2）画像の記録された媒体は、防護された場所で厳重に管理し、第6条に定める場合を除き、外部へ持ち出してはならない。また、記録媒体を持ち出す場合は、施錠可能なカバン等を使用して盗難・紛失等に留意し、常時携行しなければならない。
- （3）画像の保存期間は、〇〇日（※最大1箇月の必要最小限の期間を設定）とする。
- （4）保存期間が経過した画像は、直ちに消去する。
- （5）画像の記録媒体の廃棄は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理又は当該記録媒体に記録された画像を復元不可能な方法により消去する。

（画像の利用及び提供の制限）

第6条 設置者等は、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- （1）法令に基づく場合
- （2）捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合（画像の提供を求めるときは文書によるものとする）
- （3）人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合
- （4）画像から識別される本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合

（苦情等の処理）

第7条 苦情や問い合わせには、設置者等が、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

（その他）

第8条 設置者は、防犯カメラ機器の日常の維持管理及び廃止後の撤去に関しても、適切に対処するよう努めなければならない。

- 2 この基準に記載されていない事項については、「名古屋市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン（平成19年9月10日施行名古屋市市民経済局長決裁）」に準じて取り扱う。

附 則

この基準は、令和 年 月 日から施行する。

この基準は、令和 年 月 日から施行する。

改正する場合は新しい施行日を以前の施行日の下に追記

(第4号様式)

名古屋市街頭犯罪抑止環境整備事業補助金（防犯カメラ）変更・中止・廃止申請書

提出日	令和〇 年 〇 月 〇 日
-----	---------------

(あて先) 名古屋市長

団体の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇
	名古屋市〇区〇〇町〇〇〇〇番地
団体名	〇〇町内会
代表者職	会長
代表者氏名	〇〇 〇〇
事務担当者名	〇〇 〇〇
連絡先	〇五二-〇〇〇-〇〇〇〇

令和〇年度「名古屋市街頭犯罪抑止環境整備事業補助金」について、下記のとおり変更・中止・廃止いたしたく、承認くださるよう申請いたします。

記

当てはまる区分に○を付けてください。

1 区分 変更 ・ 中止 ・ 廃止

2 当初決定額（変更の場合のみ記載）

280,000	円
---------	---

3 変更申請額（変更の場合のみ記載）

140,000	円
---------	---

理由を具体的に記載してください。

4 変更・中止・廃止の理由

防犯カメラ2台設置を予定していたところ、設置を予定していた電柱に設置できないことが分かり、他の場所の調整もつかず、設置台数が1台に減ったため。

5 添付書類

変更の場合、変更後の事業計画書（街頭犯罪抑止環境整備事業（防犯カメラ）用）（第2号様式）

【名古屋市公式ウェブサイトの様式（Wordファイル）があります】
トップページ＞暮らしの情報＞安全と快適＞防犯＞防犯に関するお知らせ＞防犯カメラの新規設置・更新・修繕費用の一部を助成します！

(第7号様式)

名古屋市街頭犯罪抑止環境整備事業補助金（防犯カメラ）実績報告書

提出日	令和〇年 〇月 〇日
-----	------------

(あて先) 名古屋市長

団体の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇	交付申請書と同じ内容の記載
	名古屋市〇区〇〇町〇〇〇〇番地	
団体名	〇〇町内会	
代表者職	会長	
代表者氏名	〇〇 〇〇	
事務担当者名	〇〇 〇〇	
連絡先	〇五二-〇〇〇-〇〇〇〇	

令和〇年〇月〇日付け 〇〇ス地安 第 〇〇-〇〇 号で通知のあった名古屋市街頭犯罪抑止環境整備事業（防犯カメラ）について、下記関係書類を

交付決定通知の日付と文書番号を記載。

記

1 事業報告書（街頭犯罪抑止環境整備事業（防犯カメラ）用）（第8号様式）

2 防犯カメラの設置及び利用基準（修繕の場合は不要）

なお、以下に該当する場合は添付を省略可（該当する場合レ点を付けてください）

☒ 当該年度に「名古屋市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」に合致していることについてスポーツ市民局長より確認を受けている

該当する場合✓

3 設置場所への設置を管理者等が承認したことを証する書類（修繕及び撤去の場合は不要）

設置場所		台数	添付書類
民地上	中部電力柱	1台	供架応諾書等の写し
	N T T西日本柱	台	添架内諾通知書等の写し
	その他	台	地権者等の同意がわかる書類の写し
道路上	中部電力柱	台	道路占用許可書の写し
	N T T西日本柱	台	
	その他	2台	
公園内		台	公園施設設置許可証の写し
行政財産		台	行政財産の目的外使用許可書等の写し

【名古屋市公式ウェブサイトの様式（Wordファイル）があります】

トップページ>暮らしの情報>安全と快適>防犯>防犯に関するお知らせ>防犯カメラの新規設置・更新・修繕費用の一部を助成します！

(第8号様式)

事業報告書
(街頭犯罪抑止環境整備事業(防犯カメラ))

団体名	〇〇町内会	〇〇区
-----	-------	-----

1 工事期間	令和〇〇年〇月〇日	から	令和〇〇年〇月〇日																									
2 稼働日	令和〇〇年〇月〇日	から																										
3 事業の具体的な内容	①防犯カメラ等を設置、更新、修繕又は撤去・再設置した場所	別図のとおり																										
	②防犯カメラ等を設置、更新、修繕又は撤去・再設置した台数	1台																										
4 事業に要した経費内訳	<table><tr><td colspan="2">総事業費</td><td colspan="2">うち補助対象経費(a)</td></tr><tr><td colspan="2">300,000円</td><td colspan="2">300,000円</td></tr></table> 補助対象経費のほか、補助対象外経費も含んだ全ての額(税込み) (市補助額の) 総事業費のうち、補助対象となる経費の額(税込み) <table><tr><td colspan="2">(a) × 2/3 (千円未満切捨) (b)</td><td>200,000円</td></tr><tr><td>新規設置、更新</td><td>14万円 × 台数 (c)</td><td>140,000円</td></tr><tr><td>撤去・再設置</td><td>7万円 × 台数 (c)</td><td>円</td></tr><tr><td>修繕</td><td>5万円 × 台数 (c)</td><td>円</td></tr><tr><td colspan="2">交付決定額 (d)</td><td>円</td></tr></table> (b) (c) (d) いずれか低い方が市補助額 <table><tr><td>市補助額</td><td>140,000円</td></tr></table>			総事業費		うち補助対象経費(a)		300,000円		300,000円		(a) × 2/3 (千円未満切捨) (b)		200,000円	新規設置、更新	14万円 × 台数 (c)	140,000円	撤去・再設置	7万円 × 台数 (c)	円	修繕	5万円 × 台数 (c)	円	交付決定額 (d)		円	市補助額	140,000円
総事業費		うち補助対象経費(a)																										
300,000円		300,000円																										
(a) × 2/3 (千円未満切捨) (b)		200,000円																										
新規設置、更新	14万円 × 台数 (c)	140,000円																										
撤去・再設置	7万円 × 台数 (c)	円																										
修繕	5万円 × 台数 (c)	円																										
交付決定額 (d)		円																										
市補助額	140,000円																											

【名古屋市公式ウェブサイトの様式(Wordファイル)があります】
トップページ>暮らしの情報>安全と快適>防犯>防犯に関するお知らせ>防犯カメラ
の新規設置・更新・修繕費用の一部を助成します！

【参考様式 1】

カメラを設置する土地
(建物) の所有者

防犯カメラ設置同意願

令和〇 年 〇 月 〇 日

(あて先)

□ □ □ □ 様 (御中)

団体の所在地 名古屋市〇区〇〇町〇〇〇〇番地

団 体 名 〇〇町内会

代表者職・氏名 会長 〇〇 〇〇

下記のとおり、防犯カメラを設置することについて、同意いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 設置場所 名古屋市〇区〇〇丁目〇番〇号 (別図のとおり)
- 2 設置数量 〇 台
- 3 構造・規格 別添図面のとおり
- 4 設置時期 令和〇 年 〇 月 〇 日頃 (工事期間 〇 日間)
- 5 施工業者名 〇〇〇〇

同 意 書

上記のとおり同意します。

令和〇 年 〇 月 〇 日

※自署

(住 所) 名古屋市〇区〇〇町〇〇〇番地

(氏 名) □ □ □ □

【名古屋市公式ウェブサイトの様式 (Word ファイル) があります】

トップページ>暮らしの情報>安全と快適>防犯>防犯に関するお知らせ>防犯カメラ
の新規設置・更新・修繕費用の一部を助成します！

【参考様式2】

防犯カメラによる撮影範囲に含まれることの同意願

カメラの撮影範囲にふくまれる土地（建物）の所有者

令和〇年 〇月 〇日

□□□□様（御中）

団体の所在地 名古屋市〇区〇〇町〇〇〇〇番地
団 体 名 〇〇町内会
代表者職・氏名 会長 〇〇 〇〇

下記のとおり防犯カメラの設置に伴い、貴殿（貴女）の土地・建物の一部が防犯カメラの撮影範囲に含まれることについて同意くださるようお願い申し上げます。

（土地、建物を賃借の用に供する場合）また、本内容については、貴殿（貴女）より土地・建物の賃借人の方々にご説明いただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

記

- 1 設置場所 名古屋市〇区〇〇丁目〇番〇号（別図のとおり）
- 2 設置数量 〇 台
- 3 構造・規格 別添図面のとおり
- 4 設置時期 令和〇年 〇月 〇日頃（工事期間 〇 日間）
- 5 施工業者名 〇〇〇〇

同 意 書

上記のとおり同意します。

令和〇年 〇月 〇日

※自署

（住 所）名古屋市〇区〇〇町〇〇〇番地

（氏 名）□□□□

【名古屋市公式ウェブサイトの様式（Wordファイル）があります】
トップページ＞暮らしの情報＞安全と快適＞防犯＞防犯に関するお知らせ＞防犯カメラ
の新規設置・更新・修繕費用の一部を助成します！

(第9号様式)

名古屋市街頭犯罪抑止環境整備事業補助金（防犯カメラ）請求書

提出日	令和〇年 〇月 〇日
-----	------------

(あて先) 名古屋市長

団体の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 名古屋市〇区〇〇町〇〇〇〇番地	交付申請書と同じ内容の記載
団体名	〇〇町内会	
代表者職	会長	
代表者氏名	〇〇 〇〇	
事務担当者名	〇〇 〇〇	
連絡先	〇五二-〇〇〇-〇〇〇〇	

令和〇年〇月〇日付け 〇〇 ス地安 第 〇〇-〇〇 号で通知のあった名古屋市街頭犯罪抑止環境整備事業補助金として下記の金額を請求します。

記

交付決定通知の日付と文書番号を記載。
ただし、確定通知を受けた場合は、その日付と文書番号を記載。

1 請求額

金666,000	円
----------	---

実績報告で確定した金額を記載。

※2 または 3 をご記入ください。

2 振込口座

銀行名	〇〇銀行(金庫)	支店・出張所名	〇〇支店(出張所)
預金種目	普通		
口座番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	右づめで記入ください	
口座名義	(漢字) 〇〇町内会 会計 〇〇 〇〇		
	(カタカナ) マルマルチョウナイカイ カイケイ マルマル マルマル		

申請団体名に記載した団体名を含む口座を記載。(申請団体名と異なる名義や個人名のための口座への振込みは不可)

3 口座振替登録番号

--	--	--	--	--	--

名古屋市に口座振替登録している口座への振込みを希望する場合のみ記載。この場合、2の記載は不要。

【名古屋市公式ウェブサイトの様式（Wordファイル）があります】

トップページ>暮らしの情報>安全と快適>防犯>防犯に関するお知らせ>防犯カメラの新規設置・更新・修繕費用の一部を助成します！

名古屋市街頭犯罪抑止環境整備事業補助金（防犯カメラ）実施報告書

提 出 日	令和〇 年 〇 月 〇 日
-------	---------------

(あて先) 名古屋市長

団体の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 名古屋市〇区〇〇町〇〇〇〇番地
団 体 名	〇〇町内会
代 表 者 職	会長
代 表 者 氏 名	〇〇 〇〇
事 務 担 当 者 名	〇〇 〇〇
連 絡 先	〇 5 2 - 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇

前年度から代表者が変更している場合はチェックをしてください。 ☒

年度中の状況について、以下のとおり報告します。

1 防犯カメラ の設置状況	設置場所の変更	☐ あり ☒ なし	左記に変更がある場合、カメラの設置及び利用基準等の改正及び道路占用変更許可申請が必要となることがあります。
	カメラの撤去	☐ あり ☒ なし	
2 防犯活動の 状況及び設 置後の効果	事 項	詳細	
	防犯活動の状況 の変化	☒ あり ☐ なし	<設置後、変化したこと> 防犯カメラの設置を契機に、地域の防犯への関心が高まり、防犯活動の参加人数やパトロール回数が増えた。
	地域住民の体感 治安の向上	☒ あり ☐ なし	<設置後、住民から寄せられた声> 防犯カメラの設置や防犯活動の活発化により、安心できるようになったとの声が多く出ている。
3 防犯カメラ の活用状況	事 項	提供回数	内容
	警察への画像提供	6回	ひったくりの捜査（2件） 交通事故の確認（4件）
	その他への画像提供	1回	弁護士からの照会

【添付書類】

防犯カメラの設置場所を変更した場合

- ・当該防犯カメラの設置及び利用基準（変更後の設置場所を明記した図面を含む）
- ・変更後の設置場所の管理者等が設置について承認したことを証する書類

【名古屋市公式ウェブサイトの様式（Wordファイル）があります】

トップページ>暮らしの情報>安全と快適>防犯>防犯に関するお知らせ>防犯カメラ
の新規設置・更新・修繕費用の一部を助成します！

プレート① 地域から直接業者に製作依頼するプレート

※ 以下の形状等で作成したプレートは、名古屋市及び愛知県警察の連名が可能となります。

形状等 P P 0.7 H600×W420mm 6 か所Φ 5 mm 穴
白地／黄、赤、黒 3 色シルク印刷



プレート② 各地区防犯協会が依頼を受けて製作するプレート

形状等 P P 0.7 H600×W420mm 6 か所Φ 5 mm 穴
白地／黄、赤、黒 3 色シルク印刷



注 設置団体名をシール等により記載してください。(場所は特に問いません。)

問い合わせ先一覧

1 補助金関係書類の提出窓口（各区役所地域力推進課）

千種区	753-1821	東 区	934-1122	北 区	917-6432	西 区	523-4524
中村区	433-2742	中 区	265-2228	昭和区	735-3824	瑞穂区	852-9302
熱田区	683-9423	中川区	363-4320	港 区	654-9621	南 区	823-9322
守山区	796-4521	緑 区	625-3873	名東区	778-3023	天白区	807-3821

2 道路占用許可等、街路灯への設置についての問い合わせ（各土木事務所）

千種区	781-5211	東 区	935-8846	北 区	911-8165	西 区	522-8381
中村区	481-7191	中 区	261-6641	昭和区	751-5128	瑞穂区	831-6161
熱田区	881-7017	中川区	361-7581	港 区	661-1581	南 区	612-3211
守山区	793-8531	緑 区	625-4940	名東区	703-1300	天白区	803-6644

3 中部電力柱への設置についての問い合わせ

令和7年4月1日以降の問い合わせ先は、中部電力パワーグリッド ホームページにて案内予定です。

<https://powergrid.chuden.co.jp/goannai/ippan/denchu/kyouga>

4 N T T 柱への設置についての問い合わせ

株式会社N T Tフィールドテクノ サービスエンジニアリング部 フィールドオペレーション部門 設備貸借管理センタ 東海ユニット 設備管理担当（名古屋） 添架担当	533-5955
---	----------

5 屋外広告物についての問い合わせ

住宅都市局都市計画部ウォークブル・景観推進課	972-2735
------------------------	----------

6 補助金制度についての問い合わせ

スポーツ市民局 地域安全推進課	972-3128
-----------------	----------